

第3章 原動機付自転車の保安基準の細目

第2節 特定小型原動機付自転車の保安基準の細目

第1款 型式認定特定小型原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

第287条 この款の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 特定小型原動機付自転車について、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合、同条第5項の規定による検査を行う場合又は同条第6項の規定による取消しのための判定を行う場合
 - 二 型式認定原動機付自転車（特定小型原動機付自転車に限る。以下「型式認定特定小型原動機付自転車」という。）を新たに運行の用に供しようとする場合
 - 三 特定小型原動機付自転車について、特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（令和4年国土交通省告示第1294号。以下「性能等確認告示」という。）第5条第2項の規定による確認を行う場合
 - 四 性能等確認告示第6条第1項の規定による通知（以下「適合通知」という。）を受けた型式の特定小型原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合
- 2 この款の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。